

第 39 回目は、雇用保険法の育児休業給付金の内容を確認していきます。

その前に、平成 29 年の雇用保険法の育児休業給付金及び介護休業給付金の法改正の内容を確認します。（平成 29 年 1 月 1 日施行）

(1) 育児休業給付金の改正

改正項目	内容
①支給対象者の範囲の拡大	「高年齢被保険者」も対象に
②支給対象となる子の範囲の拡大	養子縁組里親に委託されている子を追加
③有期雇用労働者の育児休業取得要件の改正	育児休業の取得要件が緩和 (具体的に改正)



(有期雇用労働者の育児休業取得要件の改正) (則 101 条の 11)

改正前	改正後
<p>育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。） (中略)</p> <p>①～③ 略</p> <p>④労働契約の期間、期間の定めのある労働契約の更新の見込み、被保険者がその事業主に引き続き雇用された期間等からみて、休業終了後の雇用の継続が予定されていると認められるものであること。</p>	<p>育児休業給付金は、被保険者（<u>短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。</u>） (中略)</p> <p>①～③ 略</p> <p>④期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。 イ その事業主に引き続き雇用された期間が <b>1年以上</b>である者  ロ その養育する子が <u>1歳6カ月</u>に達する日までに、<u>その労働契約</u>（<u>契約が更新される場合にあつては、更新後のもの</u>）が満了することが明らかでない者</p>

## (2) 介護休業給付金の改正

改正項目	内容
①支給対象者の範囲の拡大	「高年齢被保険者」も対象に
②介護休業給付金の給付率の引上げ	40%⇒67%
③介護休業給付金の算定基礎となる賃金日額 の上限の引上げ	「30歳以上45歳未満の者の賃金日額の 上限額」  ⇩  「 <u>45歳以上60歳未満の者の賃金日額の 上限額（15,550円）</u> 」が適用
④介護休業給付金の支給回数の制限の緩和	対象家族1人につき3回を上限として、 通算93日まで介護休業給付金が支給
⑤対象家族の要件の緩和	「同居、かつ、扶養」の削除
⑥有期雇用労働者の介護休業取得要件の改正	介護休業の取得要件が緩和 (具体的に改正)

## (有期雇用労働者の介護休業取得要件の改正) (則101条の16)

改正前	改正後
(中略)	(中略)
①～③ 略	①～③ 略
④労働契約の期間、期間の定めのある労働 契約の更新の見込み、被保険者がその事業 主に引き続き雇用された期間等からみて、 休業終了後の雇用の継続が予定されてい ると認められるものであること。	④期間を定めて雇用される者にあつては、次 のいずれにも該当する者であること。 イ その事業主に引き続き雇用された期間が 1年以上である者  ロ 介護休業開始予定日から起算して93日 を経過する日から6カ月を経過する日まで に、その労働契約（契約が更新される場合 にあつては、更新後のもの）が満了することが 明らかでない者

## 対象家族の要件の緩和

改正前	改正後
①配偶者	①配偶者
②父母	②父母
③子	③子
④配偶者の父母	④配偶者の父母
⑤同居・扶養している祖父母	⑤祖父母
⑥同居・扶養している兄弟姉妹	⑥兄弟姉妹
⑦同居・扶養している孫	⑦孫

それでは、条文を見ながら要件を確認していきます。

(法 61 条の 4) 育児休業給付金の支給要件

(改正前)

育児休業給付金は、一般被保険者が、原則その 1 歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を認始した日前 2 年間に、みなし被保険者期間が通算して 12 箇月以上であったときに、支給単位期間について支給する。



(改正後) 平成 29 年 1 月 1 日施行

育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が、その 1 歳に満たない子（その子が 1 歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあっては、1 歳 6 か月に満たない子）を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前 2 年間に、みなし被保険者期間が通算して 12 箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

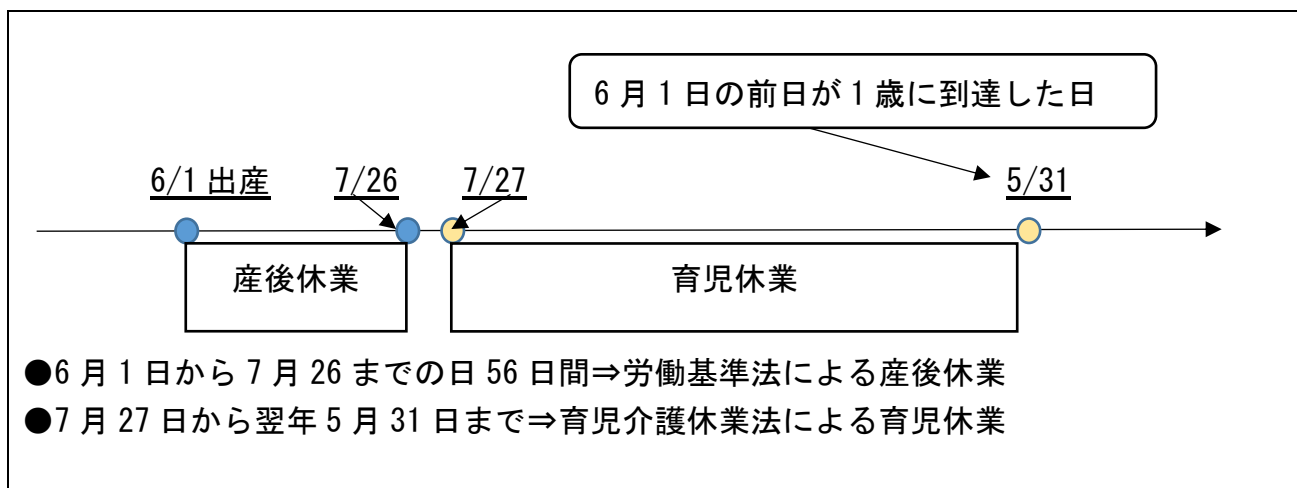
当該休業を開始した日前 2 年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を 2 年に加算した期間（その期間が 4 年を超えるときは、4 年間）

次に、支給額を確認していきます。（実行ベースでは、暫定措置を使用）

[原則] 休業開始時賃金日額 × 支給日数（休業日数） × 40%

[暫定措置] …現在の支給率

休業を開始した日から起算した 育児休業給付金の支給に係る休業日数	支給額
通算して 180 日に到達するまでの間	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67/100
通算して 181 日目以降	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50/100



実際の日数は、31になりますが、支給日数は30日で計算します。（他の期間も同様）

A	6/27 ~ 7/26	7/27 ~ 8/26	8/27 ~ 9/26	9/27 ~ 10/26	10/27 ~ 11/26	11/27 ~ 12/26	12/27 ~ 1/26	1/27 ~ 2/26	2/27 ~ 3/26	3/27 ~ 4/26	4/27 ~ 5/26	5/27 ~ 5/30
B	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	30日	4日
C	67%	67%	67%	67%	67%	67%	50%	50%	50%	50%	50%	50%

通算して180日に達するまでの間

通算して181日目以降

- A : 支給単位期間
- B : 支給日数
- C : 支給率

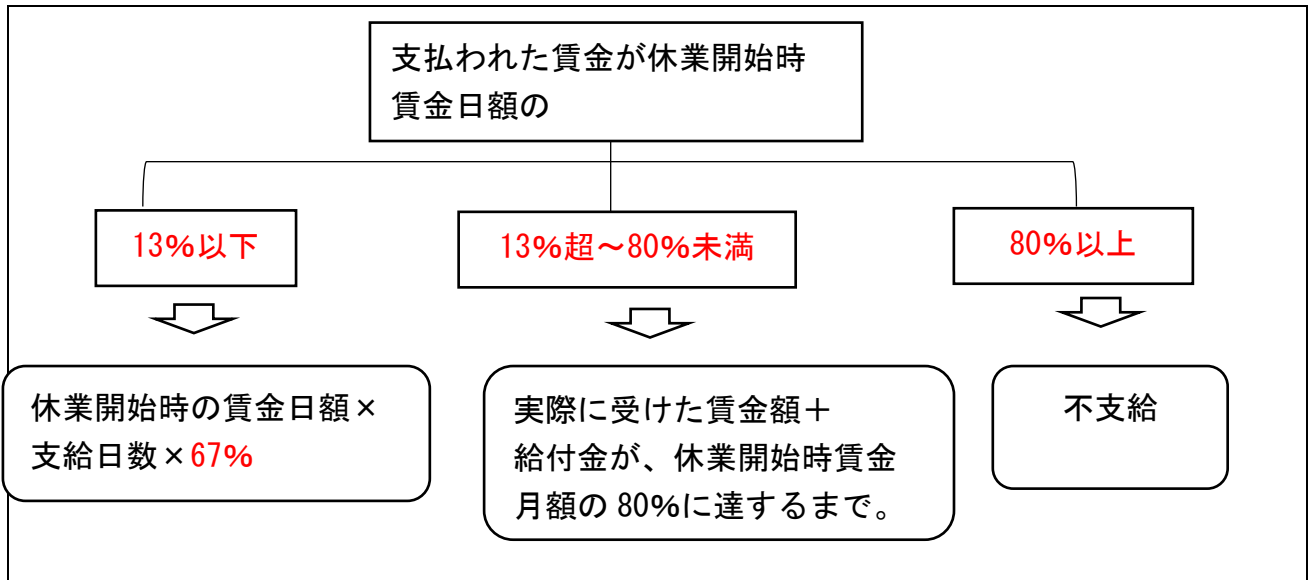
支給単位期間	30日
休業を終了した日の属する支給単位期間	支給単位期間の日数

例えば、支給単位期間に報酬がない場合で、休業開始時賃金日額が 10,000 円の場合

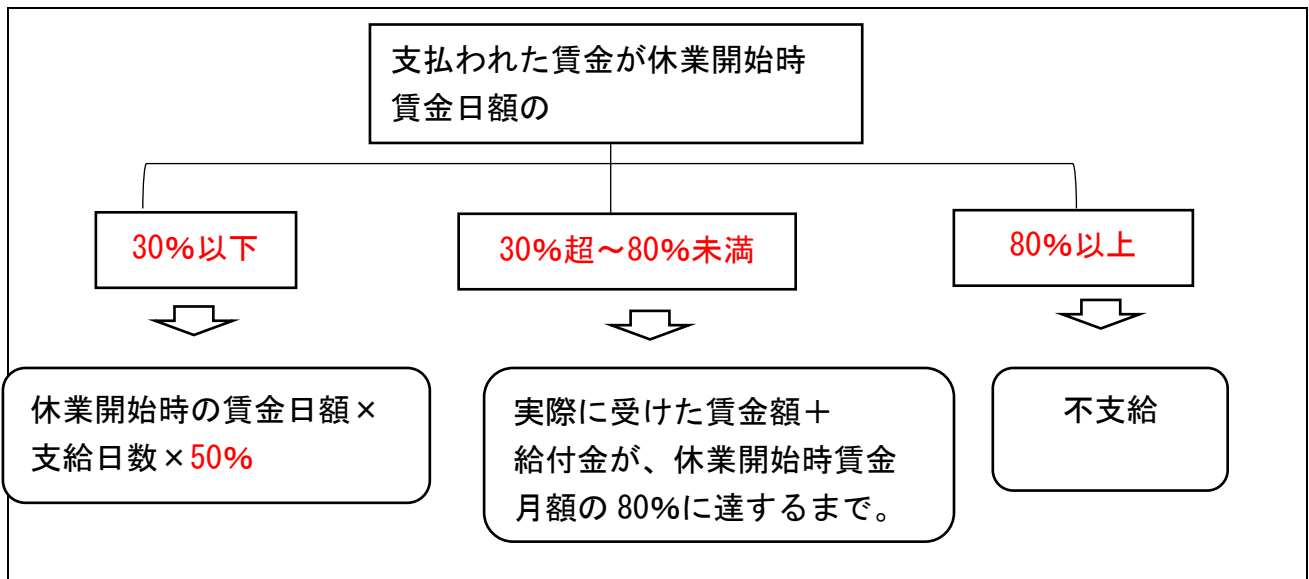
支給単位期間	育児休業給付金（1 支給単位期間）
最初の 180 日 6 月 27 日～12 月 26 日までの 6 月間	10,000 円 × 67% × 30 日 = 201,000 円
それ以降 12 月 27 日～5 月 26 日までの 5 月間	110,000 円 × 50% × 30 日 = 150,000 円
休業を終了した日の属する支給単位期間 5 月 27 日～5 月 30 日までは	10,000 円 × 50% × 4 日 = 20,000 円

それでは、次に育児休業中に賃金を受けた場合です。

●休業日数 180 日まで



●休業日数 181 日以降



## 支給申請手続

書類	期限
育児休業給付受給資格者確認票・ (初回) 育児休業給付金申請書	支給単位期間の初日から起算して4カ月を経過する日の属する月の末日

## 「休業開始時賃金証明書」の提出期限の改正（平成28年法改正）

改正前	改正後
10日以内	「育児休業給付受給資格確認票・(初回) 育児休業給付金支給申請書の提出をする日まで」または「介護休業給付金支給申請書の提出をする日まで」

合わせて、労働組合等との間の書面による協定について定めた則第101条の8（支給申請手続の代理）の規定が削除。

(完)